平成２３年（フ）第８１９３号
大阪市平野区長吉長原東３丁目７番10―608号
債務者　布野　明美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０１号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番50―101号
債務者　友田　美代
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２５号
大阪市東淀川区豊新４丁目７番16―107号
債務者　井原　秀典
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７８０号
大阪府茨木市若園町37番33号
債務者　松村　　学
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３７号
大阪市東成区東中本２丁目６番８―104号
債務者　鶴　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５４号
大阪府池田市建石町８番30―106号
債務者　馬野　恵里
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８７２号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ４―801号
債務者　森長　宣子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４号
大阪市城東区今福東２丁目10番18―606号
債務者　宮永　田鶴
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１号
大阪市北区菅栄町12番７―906号
債務者　山下貴洋子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４号
大阪府高槻市春日町９番44号
債務者　向山　　寿
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３号
大阪市鶴見区今津南３丁目２番37号
債務者　伊藤　良逸
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１号
大阪市東住吉区北田辺１丁目10番16―704号、前住所大阪市阿倍野区文の里４丁目12番10号
債務者　宮武　京子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２号
大阪府守口市藤田町１丁目15番３号
債務者　平井　徹夫
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４号
長崎県諫早市船越町640番地３、旧住所長崎県諫早市栄田町61番43号
債務者　池田　健剛
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
長崎県大村市森園町1446番地４
債務者　大久保幸隆
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
長崎県諫早市小船越町1019番地６
債務者　和田さとみ
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
長崎県諫早市八天町20番５号　ユートピア八天403号、前住所長崎県諫早市小ヶ倉町482番地62
債務者　佐藤　末喜
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係